

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学情報公開規程第4条第3項及び国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めることとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学情報公開規程<u>(以下「規程」という。)</u>第4条第3項及び国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めることとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 規程第2条に規定する独立行政法人等非識別加工情報に関することのうち重要なもの。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	

附 則(平成29年5月30日細則第7号)
この細則は、平成29年5月30日から施行する。